

ガーデンキュレーター協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ガーデンキュレーター協会と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は、神奈川県横浜市におく。

(支部)

第3条 本会は、地域的まとまり毎に支部をおくことができる。

2. 支部に関する必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

(部会)

第4条 本会は、各種部会をおくことができる。

2. 各種部会に関する必要な事項は、役員会の決議により別に定める。

(目的)

第5条 本会は、ガーデンキュレーターの社会的地位を確立し、ガーデン文化の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ガーデンキュレーター資格の適切な管理・保管
- (2) ガーデンキュレーター養成のためのセミナー等の企画と実施
- (3) 他業種との連携機会の設置によるガーデンキュレーターの支援
- (4) 相互研鑽の場の設置によるガーデンキュレーターの支援
- (5) 料金体系の整備と開示によるガーデンキュレーターの支援
- (6) 仕事の成果の収集と発信、紹介によるガーデンキュレーターの支援
- (7) ガーデンキュレーターが、相互に業務に関するアドバイスを求めることのできるプラットフォームの設置によるガーデンキュレーターの支援
- (8) ガーデンキュレーターチームを作る際のマッチングサービスによるガーデンキュレーターの支援
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 メンバーシップ

(会長、副会長、塾長、顧問)

第7条 本会に、会長1名と副会長若干名をおく。また、前条(2)のために塾長をおき、会長、副会長へのアドバイスや助言を得るため顧問をおくことができる。

(メンバー)

第8条 本会は、ガーデンキュレーター有資格者及び、本会が開催したガーデンキュレーター養成のためのセミナー等を修了した者(アソシエイト・ガーデンキュレーターという)で、本会への入会を希望し、10条に定める費用を収めた者をメンバーとする。

(サポーター)

第9条 本会の目的、理念に賛同し、金銭及び情報の提供等で本会を応援する個人及び団体

第3章 メンバー及びサポーターに係る費用

(メンバー)

第10条 年間 12,000円

(紹介画面作成)

第11条 ガーデンキュレーター有資格者 50,000円

(サポーター)

第12条 個人は任意

団体は一口 年間 36,000円

第4章 連携及び協力

(基本姿勢)

13条 みどり豊かで持続可能な地域社会の実現に向けて、他の業界、異分野の企業等と積極的に連携、協力する

第5章 役員等

（役員）

第14条 本会に、会長1名、副会長2名、会計1名、監査2名の執行役員をおく。

（役員を選出）

第15条 会長、副会長2名は、発起人が互選する。会計1名、監査2名を役員とする。

（役員任期）

第16条 執行役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 欠員により補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は任期満了後でも、後任者が選出されるまでは、なおその職責を負う。

（役員任務）

第17条 執行役員は、本会の事業を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し本会の会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納を行う。
- (4) 監査は、本会の収支決算を監査する。

（役員解任）

第18条 役員は、役員会の決議によって解任することができる。

（役員報酬及び経費等）

第19条 役員職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、別に定める。

役員事業活動に要する交通費等の経費は支給することとし、旅費及び交通費に関する必要な事項は別に定める。

（顧問）

第20条 本会は、顧問をおき、アドバイスや助言を求めることができる。顧問は、会長及び本会の活動に功労があった者の中から会長が委嘱する

第6章 会議

(会議)

第21条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会とする。

(総会)

第22条 総会は役員及びメンバーを以って構成し、本会の最高決議機関とする。

- (1) 総会は原則として2年に1回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 総会は役員会の決議に基づき会長が招集し、議長は会長が委嘱する。
- (3) 総会は次の各号に定める事項を審議する。
 - 1 事業報告並びに収支決算
 - 2 事業計画並びに収支予算
 - 3 役員の選出
 - 4 会則の改廃
 - 5 その他役員会において必要と定めた事項
- (4) 議事は、出席者の2/3以上を以って決する。

(役員会)

第23条 役員会は原則として執行役員で構成し、本会の企画運営方針等の決定機関とする。また、必要に応じてメンバー、サポーター、顧問の出席を要請することができる。

- (1) 前項の役員会は、会長が招集し議長を指名する。
- (2) 議事は、出席者の2/3以上を以って決する。

(支部会議)

第24条 支部は、近隣地域に在住のメンバー3名以上が発起人として、会長に申請すれば組織できる。

- (1) 支部メンバーは自主的に支部会議を招集することができる。
- (2) 会議は支部の企画運営方針等を協議し、必要に応じて執行役員等の出席を要請することができる。

(支部会議)

第25条 各種部会は、他業界との協働など、同じ関心事を有するメンバー3名以上が発起人として、会長に申請すれば組織できる。

- (1) 支部メンバーは自主的に支部会議を招集することができる。
- (2) 会議は部会の企画運営方針等を協議し、必要に応じて執行役員等の出席を要請することができる。

第7章 事務局の設置

(事務局)

第26条 本会の事業を円滑に処理するために、事務局をおく。

- (1) 職員の任免は、役員会の承認を得て会長が行う。
- (2) 事務局に関することは別に定める。

第8章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、メンバーフィー及びサポーターフィー、寄付金並びにその他の収入を以ってこれに充てる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(予算・決算)

第28条 本会の予算・決算は、役員会の決議により総会で承認を得る。

第9章 個人情報保護

(個人情報保護法)

第28条 個人情報保護法の取り扱いについては、別に定める。

以上